

(別紙)

# 令和4年二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 洞川温泉源泉配管高断熱化計画策定事業

## 業務仕様書

### 1 業務名

洞川温泉源泉配管高断熱化計画策定事業業務

### 2 期間

契約締結の日から令和5年1月31日(予定)

### 3 業務内容

洞川温泉源泉から温泉旅館14軒及び洞川温泉センターに温泉供給を行う配管は設置から40年を経過しているため高断熱の保温管に可能な限りリプレースを行うための現況調査を行いリプレース工事の基本計画を策定する。

また、この事業は源泉配管の高断熱化を実施することで源泉加温に必要な化石燃料(灯油等)の使用量を削減し、天川村におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減も見込まれることから、持続可能でレジリエントな地域社会の実現に資することを目的とした脱炭素社会を見据えた地域社会実現支援事業に係る計画を策定するものである。

### 4 委託により実施する業務の内容

洞川温泉源泉配管高断熱化事業の計画策定のため、概ね次の業務を行うものとする。

なお、業務内容は必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

#### (1) 現状の把握及び調査

現在の配管は、40年前に民間事業として工事が行われたため竣工図面が存在せず、一部道路や土、構造物に埋もれており配管設置場所の特定ができない地点を含めた現状位置の調査。

なお、調査にあたっては必要に応じて、担当部局、地域住民、関係団体等へのヒアリング等を行うこととする。

ア 現況配管ルート把握・調査

イ 現状の把握に必要なヒアリング調査

#### (2) 新たな配管方法の検討

現在国内で販売・施工されている高断熱温泉配管につき、管の接合方法、露出の際の裾付方法

等比較検討を行い、当地域に適合する製品・工法を決定する。

- ア 国内で販売・施工されている高断熱温泉配管の調査
- イ 管接合方法の検討
- ウ 露出の際の裾付方法の検討
- エ 地域に適合する製品・工法の検討・決定

(3) 新たな配管ルート of 検討

(1) (2) を踏まえて、保安官にリプレースする場合の新たな配管ルートを施工計画と合わせて検討する。

- ア 施工計画の策定
- イ 新たな配管ルートの検討

(4) CO<sub>2</sub>削減量算定

各温泉旅館及び洞川温泉センターの灯油使用量のうち源泉加温用途に用いている量から、今回の高断熱配管へのリプレースによって期待される省エネ効果を踏まえCO<sub>2</sub>削減量を推計する。

- ア 該当施設における源泉加温用途に用いる灯油使用量調査
- イ 高断熱配管へのリプレースによる省エネ効果の推計
- ウ ア・イに基づくCO<sub>2</sub>削減量の推計

(5) 事業性・資金調達方法の検討

上記の検討を踏まえて導入費用の積算を行うとともに、各旅館及び村に求める負担割合についていくつかの案を検討する。

- ア 導入費用の積算
- イ 各旅館及び村に求める負担割合に関する案の複数検討

(6) 関係者等との打合せ

必要に応じて村担当者及び村内関連事業者等との打ち合わせを実施すること。

## 5 業務の進め方

前項の項目に関して、天川村と十分な打合せ協議を行いながら、必要項目について業務を遂行する。

## 6 必要となる資格

本委託事業は次の実績を有するものでなければ受託出来ない。

- ①国が主催する新エネ、再エネ等の導入・調査等の受託の実績があるもの
- ②奈良県内に本支店があるもの
- ③天川村洞川地区における温泉旅館等における熱利用等に関するエネルギー利用実態の知見を有するもの。

## 7 その他・留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮す

るとともに、天川村の指示に従うこと。

(2) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、「個人情報保護法」に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 身分証明書の携行

受託者の作業従事者は、常に身分証明書を携行すること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点又は疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本村業務担当者と協議し承認を得ること。

(5) 再委託について

受託者は本業務の委託の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む）は、委託事業終了時に、ただちに発注者に無償で譲渡するものとする。

また受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(8) その他

この仕様に定めのない事項で、業務遂行に必要となる項目が生じた場合は村と受託者が対等な立場で協議して、事業のより良い完遂を目指すものとする。